

## 請願書

### 「建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等」を求める請願

請願者 福岡じん肺・アスベスト被害者と家族の会「あさがおの会」会長 柴田清子  
紹介議員 井上 護

現在でもアスベスト被害は、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散が起こっており、多くの国民から被害者を生み出してしまう恐れがある。アスベスト被害については、国の責任で被害者と遺族が生活できる救済の実施と被害の拡大を根絶する対策を取り、早期の解決が必要である。

上記のことについて、実現されることを強く要望されました。この請願書は、文教厚生常任委員会に付託され、採択されました。

## 意見書

意見書名 「建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等」を求める意見書  
提出議員 井上 護  
賛成議員 徳永 豊・牟田口美智子・山北清四郎・中島和正・小島裕司

この意見書を採択し、内閣総理大臣はじめ、各関係機関に送付しました。



## どうすればいいの？ 請願・陳情

### 請願・陳情書の書き方

どなたでも、国や県、町に対する、意見や要望を請願・陳情として町議会に提出できます。

請願書の提出には、紹介議員（1名以上）を必要とします。議会（定例会）で採択、不採択を決定します。

陳情書の提出には、紹介議員を必要としません。写しを各議員に配布します。議長が議会運営委員会に諮って必要と認めるものについては、請願の例によって議会（定例会）で採択、不採択を決定します。

採択になった場合は、議会でも対応することは議会で対応し、その他は関係すると思われる執行機関などへ送付し、請願者・陳情者の要望にこたえられるよう努力しますが、送付を受けた執行機関などに法的義務は発生しません。



### 請願・陳情書の書き方

- ・請願・陳情の趣旨、提出年月日、提出者の住所、氏名（法人の場合はその所在地、名称、代表者名）を記載し、押印してください。
- ・請願は紹介議員の署名または記名押印が必要です。

- ・意見書提出の請願・陳情の場合は、意見書案を添えて提出してください。

### 請願・陳情書の提出方法

請願・陳情書は議会事務局で受付します。郵送での提出も可能です。定例会前の議会運営委員会開催日前日午前10時までに提出された請願・陳情は、その会期中に審査します。それ以後に提出された場合は、次の定例会の審査となります。

### 請願・陳情の書式例

〇〇に関する請願（陳情）書	年 月 日
大木町議会議長 様	
提出者（代表）住所 氏名	印印
紹介議員（請願のみ）	
件名 趣旨 請願（陳情）事項	